

## 現 行

### 第3章 役 員

第7条 本会は次の役員をおく。

- 1 会 長 1 名 本会正会員の中より理事の推薦を経て総会にて決定する。
- 2 副会長 数 名 同 上
- 3 理 事 若干名 同 上
- 4 監査役 2 名 理事会において正会員より選出し、総会の承認を得るものとする。  
他の役員を兼任できない。
- 5 顧 問 理事長、学長、学部長に委託する。
- 6 幹 事 若干名 正会員中から母校在職者をこれにあてる。
- 7 委 員 若干名 会長がこれを委託する。

第8条 役員の任務は次の如くである。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は本会の重要事項について審議する。  
理事の中から互選により常任理事を選出する。
- 4 監査役は役員会に出席し、会計その他を監査する。
- 5 顧問は重要な事項について会長の相談に応ずる。
- 6 幹事は会務を処理し、会務の円滑な運営をはかる。
- 7 委員は常任理事を補佐し、各部の事務を分掌する。

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。監査役は再選することはできない。

## 改 正 ( 案 )

### 第3章 役 員

第7条 本会は次の役員をおく。

- 1 会 長 1 名 本会正会員の中より理事の推薦を経て総会にて決定する。
- 2 副会長 数 名 同 上
- 3 理 事 若干名 同 上
- ~~4 評議員 各期1または2名 会長がこれを委嘱する。~~
- ~~5 監 事 2 名 理事会において正会員より選出し、総会の承認を得るものとする。  
他の役員を兼任できない。~~
- ~~6 相談役 会長経験者の中から会長が指名し理事会で決定する。~~

第8条 役員の任務は次の如くである。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は本会の重要事項について審議する。  
~~理事の中から互選により常任理事を選出する。~~
- ~~4 評議員は、会の運営を評議し、補佐する。~~
- ~~5 監事は役員会に出席し、会計その他を監査する。~~
- ~~6 相談役は重要な事項について会長の相談に応ずる。~~

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。~~監査役は再選することはできない。~~

#### 第4章 会 報

第10条 会議は定期総会、臨時総会、理事会及び幹事会とする。

第11条 総会は次の場合に開かれる。

- 1 定期総会 毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会 理事会が必要と認めたととき及び全会員数の2割に当る正会員が特に開催請求したとき。

第12条 理事会及び幹事会は、会務処理上必要と認めたととき会長がこれを開く。

第13条 総会は次の事項を決議する。

- 1 会則の変更・改正に関する件
- 2 決算及び予算に関する件
- 3 基本財産に関する件
- 4 役員選挙に関する件
- 5 事業に関する件
- 6 その他理事会・幹事会で必要と認められた事項

第14条 理事会は次の事項を決議する。

- 1 総会納附議案に関する件
- 2 会則ならびに細則に関する件
- 3 表彰・慶弔に関する件

第15条 幹事会は次の事項を審議し執行する。

- 1 会の運営上必要と認められる件

第16条 総会・理事会及び幹事会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 第5章 表 彰・慶 弔

第18条 本会に功績があった者は別に定めるところにより、総会において表彰することができる。なお、慶弔に関しては別に定める。

#### 第4章 会 議

第10条 会議は定期総会、臨時総会、理事会及び評議員会とする。

第11条 総会は次の場合に開かれる。

- 1 定期総会 毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会 理事会が必要と認めたとときもしくは全会員数の2割に当る正会員が特に開催請求したとき。

第12条 理事会及び評議員会は、会務処理上必要と認めたととき会長がこれを開く。

第13条 総会は次の事項を決議する。

- 1 会則の変更・改正に関する件
- 2 決算及び予算に関する件
- 3 基本財産に関する件
- 4 役員選挙に関する件
- 5 事業に関する件
- 6 その他理事会・評議員会で必要と認められた事項

第14条 理事会は次の事項を決議する。

- 1 総会納附議案に関する件
- 2 会則ならびに細則に関する件
- 3 表彰・慶弔に関する件

第15条 評議員会は次の事項を審議し執行する。

- 1 会の運営上必要と認められる件

第16条 総会・理事会及び評議員会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 第5章 表 彰・慶 弔

第18条 本会に功績があった者は別に定めるところにより、総会において表彰することができる。なお、慶弔に関しては別に定める。

## 第6章 会 計

- 第19条 経営費は会員・基本財産利子及び寄附金で支弁する。ただし、既納会費及び寄附金は如何なる理由があってもこれを返却しない。
- 第20条 会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終る。
- 第21条 正会員は別に定めるところにより会費を納めなければならない。
- 第22条 会費は3万円とし、終身会費とする。

## 第7章 支 部

- 第23条 会員数名以上を有する地区は、支部を設立することができる。支部を設立した時は、会則・会員ならびに役員の名を本部に通知する。その変更をした時もまた同じく通知する。
- 第24条 支部はその所在地名を用い、北海道医療大学薬学部同窓会 支部と称する。
- 第25条 支部は会務運営上、常に本部と連絡をはかる。

## 第8章 基本財産

- 第26条 本会は基本財産を設ける。
- 第27条 基本財産は、総会の決議を経なければ使用することができない。
- 第28条 基本金は特別会計とし、理事(会計担当)が保管する。
- 第29条 基本金は、銀行貯金または確実な方法で保管する。

## 第6章 会 計

- 第19条 経営費は会員・基本財産利子及び寄附金で支弁する。ただし、既納会費及び寄附金は如何なる理由があってもこれを返却しない。
- 第20条 会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終る。
- 第21条 正会員は別に定めるところにより会費を納めなければならない。
- ~~第22条 会費は3万円とし、終身会費とする。~~

## 第7章 会 費

- ~~第22条 会費は5万円とし、終身会費とする。~~
- ~~第23条 会費の納入方法について~~
- ~~イ. 会費は卒業時に納入する。~~
- ~~ロ. 大学院進学者は、大学院修了時に会費を納入することができる。~~
- ~~ハ. 準会員は卒業前であってもあらかじめ会費を納入することができる。~~
- ~~ニ. 会費の納入は払込用紙を用いる。領収書は支払票をもってこれにかえる。~~
- ~~ホ. 会費を長期にわたり滞納した者は、議会の決議を経て除名することができる。~~

## 第8章 支 部

- ~~第24条~~ 会員数名以上を有する地区は、支部を設立することができる。支部を設立した時は、会則・会員ならびに役員の名を本部に通知する。その変更をした時もまた同じく通知する。
- ~~第25条~~ 支部はその所在地名を用い、北海道医療大学薬学部同窓会 支部と称する。
- ~~第26条~~ 支部は会務運営上、常に本部と連絡をはかる。

## 第9章 基本財産

- ~~第27条~~ 本会は基本財産を設ける。
- ~~第28条~~ 基本財産は、総会の決議を経なければ使用することができない。
- ~~第29条~~ 基本金は特別会計とし、理事(会計担当)が保管する。
- ~~第30条~~ 基本金は、銀行貯金または確実な方法で保管する。

## 第9章 会則の改正

第30条 本会則の改正は、正会員がこれを必強と認めた諸改正案を理事会に提出し、承認を経て総会にはかることができる。この場合、総会への提案者は理事会とする。

## 第10章 附 則

### 1 会費の納入方法について

- イ. 会費は卒業時の会費の一部(1万円以上)を納入し、残りの会費は1年以内に納入(4回まで分納可能)する。
- ロ. 大学院進学者は、大学院修了時から1年以内に残りの会費を納入する。
- ハ. 残金の納入は払込用紙を用いる。領収書は支払票をもってこれにかえる。
- ニ. 会費を長期にわたり滞納した者は、議会の決議を経て除名することができる。

2 この会則は、昭和54年12月9日から実施する。

## 第10章 会則の改正

第31条 本会則の改正は、正会員がこれを必要と認めた諸改正案を理事会に提出し、承認を経て総会にはかることができる。この場合、総会への提案者は理事会とする。

## 附 則

この会則は、平成21年6月14日から実施する。